

登録研修機関研修の受講義務について

改正通訳案内士法の施行（平成 30 年 1 月 4 日）により、通訳案内士の質の維持・向上を図る観点から、全国通訳案内士は定期的な研修の受講が義務づけられました。

全国通訳案内士は、登録研修機関（通訳案内研修を実施する者として観光庁長官の登録を受けた者）が実施する通訳案内研修（以下、登録研修機関研修）を 5 年ごとに受講しなければなりません。

【登録研修機関研修について】

実施概要	登録研修機関研修は、平成 32 年度より、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関が実施する予定です。全国通訳案内士は、改正法施行後 5 年以内に初回の研修を受講し、それ以降は 5 年ごとに登録研修機関研修を受講することが義務づけられました。
実施主体	登録研修機関（通訳案内研修を実施する者として観光庁長官の登録を受けた者）
費用	有料（実費を基に登録研修機関が算定）
罰則	全国通訳案内士が登録研修機関研修の受講義務に違反した場合、その登録が取り消される場合があります。
詳細	研修の詳細については、今後、観光庁HPなどを通じてご案内してまいります。

【受講スケジュール（イメージ）】



※改正法施行前に通訳案内士試験に合格し、全国通訳案内士として業務を行う方は、登録研修機関研修の受講のほか、平成 31 年度末までに「観光庁研修」を受講することが義務づけられています。観光庁研修についての詳細は、別添の「通訳案内士法改正に伴う研修（観光庁研修）の実施について」をご確認ください。

【登録研修機関研修制度についてのお問合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光資源課(担当:笠井、松本、岡本)
 連絡先:03-5253-8111(内線 27-809、27-803、27-815)
 FAX:03-5253-8930 Eメール:hqt-tuuyaku@ml.mlit.go.jp